

令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
性行動異常を呈する者の精神医学的考察と認知行動療法を含めた介入方法の検討及び性被害者の心理的ストレス対処に資する実態調査

II. 分担研究報告書

1. 性犯罪者の特性と支援の在り方に関する研究

研究分担者 五十嵐禎人 千葉大学社会精神保健教育研究センター

研究要旨：

性行動異常を呈する人に対する治療・支援の実態を明らかにするために、文献レビュー、海外調査、アンケート調査を実施した。小児性愛症に対する認知行動療法（CBT）に関する文献レビューの結果、継続的なフォローアップを行うことにより、再発防止が期待できることが明らかになった。海外調査の結果から、リスク・アセスメントに基づき、社会内での治療を制度的に継続できる仕組みを確立すること、司法・医療・福祉が連携し個別ケースに即した支援計画を運用できる体制の確立などが重要であることが明らかになった。アンケート調査の結果から、性嗜好障害に対する専門的治療を提供可能な人材及び施設が希少であること、性嗜好障害に対する治療方針についてもコンセンサスが確立されていないことが明らかになった。

研究協力者（順不同、敬称略）

椎名明大 千葉大学社会精神保健教育研究センター治療社会復帰部門特任教授

東本愛香 千葉大学社会精神保健教育研究センター法システム研究部門特任講師

野村和孝 千葉大学社会精神保健教育研究センター法システム研究部門客員准教授・北里大学医療衛生学部保健衛生学科准教授

西中宏吏 千葉大学社会精神保健教育研究センター法システム研究部門客員研究員・早稲田大学人間科学学術院講師

であり、性犯罪防止は大きな社会課題の一つである。特に、わが国においては令和6年6月に「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が施行され、児童・生徒を含む若者への性犯罪に対する社会的な注目が高まっている。同法の主旨は性犯罪者から子どもを守ることであるが、同時に、附帯決議において、再犯防止等のために、①性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など科学的根拠の構築に必要な調査研究を進めること、②加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療的支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図り、加害者の受講を促進すること、③加害者のみならず、専門家によって性嗜好障害またはその疑いがある

A. 研究目的

性犯罪による被害者の心身の影響は甚大

と診断された者が適切な治療や支援を受けられる環境の整備に取り組むことが掲げられている。

性犯罪者のすべてが、性嗜好障害と診断されるわけではないが、海外の研究によれば、性暴力犯罪と性嗜好障害等は密接に関連していることが示唆されており(Krueger, R. B., & Kaplan, M. S. :2002 ; Seto, M. C. :2019)、また、性犯罪をした者の中には、窃視症や窃触症などの性嗜好障害の診断がつく者がいたこと (Smallbone, S. W. & Wortley, R. K. :2001) が報告されている。海外では、性犯罪者に対する精神科治療の実践や研究が進められており、性嗜好障害等と診断される加害者に対しては、治療プログラムへの導入などの精神医学的な介入が再犯予防の観点から有効であることが多数報告されている。しかし、わが国においては、性嗜好障害等に関する治療プログラムや医療機関での取り組みは端緒にすぎたばかりであり、その実態は不明である。海外における性犯罪者に対する取組を明らかにするとともに、わが国における治療の現状を把握することは、喫緊の課題といえる。

このような課題に対応するために、本研究では、①治療的介入の対象となる性行動異常を呈する者とはどのような人であるのかを明らかにするために、治療的アプローチの対象となる小児性愛症に対する認知行動療法 (CBT) の効果を検証した研究に焦点をあてたシステマティック・レビューを行った。②海外における性犯罪者治療の実態を明らかにするために、カナダおよびイギリスにおける性加害者に対する治療・監督・地域支援の実態について、文献調査ならびに海外調査を行った。③わが国の精神科医療機関における性嗜好障害及び強迫的性行動症患者の治療実態を明らかにすることを目的として、アンケート調査を実施した。

B. 研究方法

1) 文献レビュー

小児性愛症に対する認知行動療法の有効性を検討した研究をレビューするために、データベース PubMed、PsycINFO、Web of SCIENCE を用いて文献検索を行った。検索条件として、① Journal Articles であること、② 「Title」か「Abstract」のいずれかに「Pedophilia」「cognitive behavioral therapy」の語句が用いられていることとした。なお、発行年については特に制限を設けなかった。抽出された文献の中から、対象者が犯した犯罪の被害者が小児 (未成年) ではないもの、介入研究ではないもの、介入の主たる目的が小児に対する性犯罪の治療ではないもの、重複して抽出されたものについては対象から除外した。

さらに、3つの学術文献データベースの検索の過程で抽出されたシステマティック・レビューやメタアナリシスを実施している文献内に引用されている研究のうち、上述の検索条件、および除外条件を満たす文献の抽出を行った。

2) 海外調査

カナダおよびイギリスにおける性加害者の処遇・治療・支援に関する先行研究、行政報告書、などを収集・分析した。また、2025年3月4日から7日にかけて、カナダの地域・施設への訪問調査を実施し、現場の支援者・専門職 (精神科医、心理師、ソーシャルワーカー、アディクションセラピスト等) から聞き取りを行った。

3) アンケート調査

1. 調査対象

全国の精神病床を有する医療機関 (1556施設)、日本精神科診療所協会に所属する精

神科診療所（1700施設）ならびに精神保健福祉センター（69施設）を対象とした。

2. 調査方法

全国の対象施設に対し、説明文書と専用ウェブサイトの URL、調査票の写しを郵送した。各対象施設に勤務する医師 1 名に対し、専用ウェブサイトにアクセスしてウェブ上で各質問項目に回答するよう依頼した。調査項目は、年齢、性別、臨床経験年数、所属施設の属性、パラフィリア症の診療経験、パラフィリア症の治療に関する回答者の考え方などである。

（倫理面への配慮）

アンケート調査については、千葉大学医学研究院倫理審査委員会より承認を得て実施した（承認番号 M10818）。

C. 研究結果

1) 文献レビューについて

3つの学術文献データベースの検索の結果、51件がヒットし、基準に従い文献を抽出したところ3件が抽出された。その後、引用文献による抽出の結果、新たに2件の文献が抽出され、計5本の文献がレビューの対象となった。

研究デザインとしては、統制群（例えば、Treatment as usual）や待機群などの治療効果を検証するための比較対照群は設定されておらず、治療前と治療後の比較、または治療後の追跡調査により再犯・再発率の調査を行っていた。

5つの文献のうち4件において再発防止を目的としたリラプス・プリベンション・モデルが採用されていることが確認され、2015年以降の2件の取り組みではグッド・ライブズ・モデルが組み込まれていることが確認された。

治療効果については、治療によって再犯

リスクは低下すること、治療期間中の再発率は低い傾向にある一方で、長期の追跡調査では再犯率が高い傾向にあること、小児性愛症を想定する指標の変化は認められないことが確認された。

2) 海外調査について

1. イギリスにおける性犯罪者の処遇および治療

イギリスにおける性犯罪者の処遇治療は、Her Majesty's Prison and Probation Service (HMPPS) を中心に体系化されている。かつて広く導入されていた性犯罪者治療プログラム（SOTP: Sex Offender Treatment Programme）は、認知行動療法（CBT）を基盤とする再犯防止プログラムであったが、2017年にその効果の限界が指摘され、運用の見直しが図られた。これを受けて新たに導入されたのが「Horizon」および「Kaizen」という2つの治療プログラムである。これらは、いずれも再犯リスクのレベルや対象者のニーズに応じて柔軟に適用される構造を持ち、SOTPの限界を克服する形で設計された。

Horizon は、中程度のリスクと評価された性犯罪者を主な対象としたプログラムである。性犯罪者特有の問題に限定せず、一般の犯罪者と共有される心理社会的リスク要因（問題解決能力の欠如、自己統制の困難さ、対人関係スキルの低さなど）に焦点を当てて構成されている。Kaizen は、高リスクかつ高ニーズの性犯罪者を対象に設計されたより集中的なプログラムである。Kaizen は RNR 原則（リスク、ニーズ、反応性原則）に基づき、犯罪者の生物学的、心理学的、社会的要因を統合的に評価し、それぞれに応じた包括的な支援を展開する点に特徴がある。

どちらのプログラムでも、「Good Lives Model」の考え方を取り入れ、強みや希望に

焦点を当てた支援を提供される。また、「反応性の原則 (Responsivity Principle)」の徹底により、個別化された支援プランの提供が可能となっている。

また、地域処遇における民間団体や地域機関による支援や医療機関との連携体制が構築されている。

2. カナダにおける性犯罪者の処遇及び治療

カナダ矯正局 (CSC) によって提供される統合プログラムモデル (Integrated Correctional Program Model) では、刑務所内および地域社会 (出所後) を含む治療・支援が段階的に構成されている。出所後の性犯罪者に対しても継続的なリスク・マネジメントが法的に制度化されている。

カナダで性加害者に対する支援の中心的役割を担っている先進的な外来治療クリニックでは、子どもへの性的関心をもつが行動に至っていない成人男性も対象とした治療・支援が行われており、匿名によるオンライン相談などの活用も行われている。

3) アンケート調査

2025年4月25日までに計185通の回答を収集した (回答率 5.6%)。直接の利害関係者2名、精神科の診療 (入院または外来) に携わっていないと回答した者6名、研究協力を同意しなかった者2名を除外した175件を解析対象とした。

回答者のうちパラフィリア症 (性的倒錯、及びそれに類する精神障害を含む。以下同じ) を有する患者を診療した経験を多数有する者は2名であった。85名が若干の診療経験を有しており、84名がまったく臨床経験を有していなかった。上記のいずれでもないと回答した者は4名であった。

パラフィリア症を有する患者に対する対応方針としては、専門的知識・技術に基づき積極的に診療を請け負っていると回答し

た者が2名、専門的知識・技術はあるとはいえないが求められれば診療を請け負っていると回答した者が105名、診療を断るか他院を紹介していると回答した者が41名であった。上記のいずれでもないと回答した者は27名であった。

性犯罪の前科・前歴、少年非行歴があるがパラフィリア症を有しているとはいえない患者に対する診療については、専門的知識・技術に基づき積極的に診療を請け負っていると回答した者が1名、専門的知識・技術はあるとはいえないが求められれば診療を請け負っていると回答した者が106名、診療を断るか他院を紹介していると回答した者が48名であった。上記のいずれでもないと回答した者は20名であった。

回答者のうち、所属施設でパラフィリア症の治療にかかる専門的治療プログラムを提供していると回答した者は4名であった。

対象とする精神障害の内訳としては、窃視症のみを対象としていると回答した者が1名、窃視症に加えて露出症、小児性愛、窃触症、強迫的性行動症も対象としていると回答した者が3名であった。

所属施設がパラフィリア症の治療もしくは性犯罪の予防にかかる専門機関との連携体制を有していると回答した者は9名いた。なお、そのうち所属施設がパラフィリア症の治療にかかる専門的治療プログラムを提供していると回答した者は2名であった。

D. 考察

1) 文献レビュー

治療によって再犯リスクは低下すること、そして治療期間中の再発率は低い傾向にある一方で、長期の追跡調査では再犯率が高くなること、小児性愛症を想定する指標の変化は認められないことが確認された。このことから、治療的アプローチを実施する

場合には、継続的なフォローアップを行うことによって、再発の防止が期待できることが示唆された。ただし、行動化以外の性嗜好に起因する興奮や苦痛そのものの減弱は確認されていないことから、現状の治療的アプローチにおいてはその変化は期待できず、それらの減弱を促す治療的アプローチの開発が今後の課題であることが示唆された。

2) 海外調査

イギリスおよびカナダにおける性嗜好障害・性加害行動に対する対応は、司法・医療・地域支援の各分野が連携しながら、段階的かつ多層的に行われていることが明らかとなった。特に、①治療と司法的監督が密接に連携し、段階的な支援モデルが構築されていること、②支援へのアクセスは診断や犯罪歴に依存せず、柔軟かつ早期の介入が可能であること、③未加害者を含む多様な対象者に対応した治療プログラムが実施されていること、④匿名相談や自己紹介によるアクセス制度が、スティグマを軽減し、助けを求めるハードルを下げていること、⑤GLMに基づく保護要因の育成が支援の中核に据えられ、徹底したリスク・アセスメントにより社会復帰と自己実現を促していることは、わが国の性加害や性嗜好障害への対応体制を整備するうえで、重要な示唆を提供するものと考えられた。

3) アンケート調査

今回のアンケート調査の回答率は5%強に留まった。全国規模の悉皆調査であり回答に対するインセンティブもないことを勘案し、類似の調査と比較する限りでは、この回答率はそう低いものではない。

調査結果から、性嗜好障害について専門性を有している医師及び治療施設は数えるほどしかないであろうことがうかがわれた。この結果は多くの臨床家の実感に合致する

ものであるように思われる。

一部の有識者は先進的な取組みを行っているが、それらは全国的なコンセンサスになっておらず、性嗜好障害等に対する治療方針についてのコンセンサスが確立されていないことが確認された。

E. 結論

性行動異常を呈する人に対する治療・支援の実態を明らかにするために、文献レビュー、海外調査、アンケート調査を実施した。小児性愛症に対する認知行動療法(CBT)に関する文献レビューの結果、継続的なフォローアップを行うことにより、再発防止が期待できることが明らかになった。海外調査の結果から、リスク・アセスメントに基づき、社会内での治療を制度的に継続できる仕組みを確立すること、司法・医療・福祉が連携し個別ケースに即した支援計画を運用できる体制の確立などが重要であることが明らかになった。アンケート調査の結果から、性嗜好障害に対する専門的治療を提供可能な人材及び施設が希少であること、性嗜好障害に対する治療方針についてもコンセンサスが確立されていないことが明らかになった。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

文献

- 1) Krueger RB, Kaplan MS (2002) Behavioral and psychopharmacological treatment of the paraphilic and hypersexual disorders. *Journal of Psychiatric Practice*, 8, 21-32.
- 2) Seto, M. C. (2019). The motivation-facilitation model of sexual offending. *Sexual Abuse. Journal of Research and Treatment*, 31(1), 3-24.
- 3) Stephen W. Smallbone and Richard K. Wortley (2001) *Child Sexual Abuse: Offender Characteristics and Modus Operandi. Trends and Issues in Crime and Criminal Justice*. 193.